

○文部科学省告示第百三十一号

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第三十八号）の施行に伴い、及び特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第四条第一項の規定に基づき、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構により設置される特定放射光施設の共用の促進に関する基本的な方針を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき告示する。

令和五年十一月二十日

文部科学大臣 盛山 正仁

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構により設置される特定放射光施設の共用の促進に関する基本的な方針

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「量子科学技術研究開発機構」という。）により設置される特定放射光施設（以下「特定放射光施設」という。）は、量子科学技術研究開発機構及び地域パートナー（一般財団法人光科学イノベーションセンターを代表機関とし、同法人、国立大学法人東北大学、宮城県、仙台市及び一般社団法人東北経済連合会から構成される主体をいう。）の連携協力体制（以下「官民地域パートナーシップ」という。）の下で整備されたものである。このため、量子科学技術研究開発機構及び登録施設利用促進機関（以下「登録機関」という。）は、官民地

域パートナーシップによる施設運営を前提としつつ、以下の点を十分に踏まえ、特定放射光施設の共用の促進に努めなければならない。

このような認識の下、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律第四条第一項の規定に基づき、この方針を定めるものである。

第一 特定放射光施設の共用の促進に関する基本的な方向

一 利用者の意見に十分配慮した放射光共用施設の整備及び特定放射光施設の性能向上の推進や、公正な利用者選定による公平な利用機会の提供等、利用者本位の考え方を基本とした施設の整備及び運営を行うこと。

二 放射光利用研究の高度化を不断に図るとともに、人材の育成に努めること。また、創出された成果の積極的な公開の促進、普及啓発を通じて、国民の理解、支持及び信頼を得るよう努めること。

三 国内外の関係する研究機関及び研究者等の活発な連携、協力及び交流を促進し、国際競争力の強化に努めること。

第二 特定放射光施設のうち研究者等の共用に供される部分を利用した研究等に関する事項

一 多様な分野の研究者等に対して、透明な手続により公平な利用機会を提供するため、公正な利用者選定を行うこと。

二 安定的な放射光の提供を行うとともに、放射光利用経験の少ない利用者への支援や、先端的・革新的なニーズに対応した利用支援業務を実施すること。

三 放射光利用研究の高度化等、放射光の利用可能性を不断に追求するとともに、これを支える人材の育成を図ること。

四 競争領域における施設利用研究の成果の性質に配慮しつつ、積極的な成果の公表及び普及並びに啓発活動を実施すること。

五 国際情勢等を踏まえつつ、原則として、施設を国外の研究者等にも国内の研究者等と同様に公平に共用に供すること。

六 登録機関において、新しい利用技術の開発を含め、研究機能の強化を図ること。

第三 特定放射光施設のうち研究者等の共用に供される部分の整備に関する事項

量子科学技術研究開発機構は、放射光共用施設の整備に当たって、地域パートナーとの合意を前提としつつ、計画的に整備を進めること。その際、量子科学技術研究開発機構は、利用者のニーズが適切に反映されるとともに、施設が効果的に活用されることが重要であることを踏まえ、利用者のニーズを把握すべき立場にある登録機関と密接に連携するとともに、国際協調と国際競争力の強化のバランスに配慮すること。

第四 特定放射光施設のうち研究者等の共用に供される部分の運営に関する事項

一 施設利用に関する諸手続については、利用者に対する窓口の一元化を図るとともに、その簡素化に努めるほか、利用者のニーズを施設の運営に反映するとともに、様々な利用方法を可能とするなど、利用者本位の利用促進業務を行うこと。

二 量子科学技術研究開発機構は、特定放射光施設に係る施設及び設備が一体として機能を果たせるよう、一体的かつ効率的な運転及び維持管理を行うとともに、施設全体を通じた安全管理についても、登録機関及び放射光専用施設の設置者の協力を得つつ、関係法令等に従いその万全を期すること。

三 量子科学技術研究開発機構は、利用者のニーズに可能な限り応えるために、効果的・効率的な運営を図りつつ、十分な利用時間の提供に努めること。

第五 放射光専用施設を利用した研究等並びに放射光専用施設の設置及び利用に関する事項

一 登録機関は、放射光専用施設の選定に当たり、公平性及び透明性を確保するとともに、専用施設とする必要性、施設の維持管理能力等も確認し、量子科学技術研究開発機構及び地域パートナーと協議すること。また、放射光専用施設の設置後も、その実績について適切に評価を行うこと。

二 登録機関は、前号の選定のうち一般財団法人光科学イノベーションセンターにより設置される放射光専用施設に係るものを行うときは、特定放射光施設が官民地域パートナーシップに基づき

整備されたものであることを前提に行うこと。その際、効率的に行うとともに、特定放射光施設の施設全体の一体的な運用の観点から行うこと。

三 放射光専用施設の設置者は、設置の趣旨を踏まえた施設利用研究を実施するとともに、登録機関においては、当該施設の利用状況を把握し、必要に応じて当該設置者に対して適切な助言を行うこと。

四 登録機関は、放射光専用施設の共用ビームタイムにおける共用を行う場合には、放射光共用施設に係る利用促進業務と一体的に業務を実施することにより、効率的な運用を図ること。また、利用者の課題申請の窓口や申請方法、利用方法等については、利用者本位の利用制度を構築すること。

第六 その他特定放射光施設の共用の促進に際し配慮すべき事項

一 量子科学技術研究開発機構は、地域パートナー及び登録機関の協力を得て、それぞれの役割と責任の所在を明確にするとともに、安全管理、施設管理、情報セキュリティ、データ管理及び広報等について、一元的な対応ができるよう適切な体制を整備し、登録機関は、利用促進業務の一環として当該体制に参画すること。

二 地域パートナーのみならず、施設の利用者、若手・女性研究者、中小企業及びスタートアップ、学生、児童生徒、地域住民など特定放射光施設を中心とするイノベーション・エコシステム

を構成する主体と十分な連携を図ることにより、特定放射光施設が立地地域のリサーチコンプレックスの形成の中核的拠点としての役割を果たせるよう取り組むこと。

三 量子科学技術研究開発機構は、地域パートナーや登録機関と連携しつつ、量子科学技術研究開発プラットフォームとしての強みや特性を活かした技術相談や施設利用者の共同研究ニーズと量子科学研究開発機構の持つ研究シーズのマッチング支援など柔軟なサービスの展開を推進すること。

四 放射光や中性子線等の量子ビームがそれぞれ異なる特徴を持ちつつも相互作用を持つことを踏まえ、他の量子ビーム施設との適切な役割分担を考慮し適切に連携するとともに、特定先端大型研究施設間の連携を図ること。

五 地域パートナーと連携し、国民に対する施設の広報・発信等を積極的に行うとともに、児童生徒の科学技術に関する興味や関心を高めるための取組の実施に努めること。

附 則

この基本的な方針は、令和六年四月一日から施行する。